

協議第 2 1 号

(修正案)

各種協定項目の取扱い [その 5] (修正案)

○組織・機構の取扱い

前回資料 2 - 5 ページ

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 総務・人事・防災専門部会

協定項目	13 組織・機構の取扱い	関係項目	
調整の内容	<p>< 原案 > 現在の美原町役場については、堺市の現行支所行政制度に合わせ、美原町域を所管する支所とする。 当該支所の組織及び機構については、将来の区の設置を念頭に、新市建設計画に位置付けられる役割、機能及び各種協定項目の調整結果を踏まえ、円滑な行政運営が図られるよう整備する。</p> <p>< 修正案 > 現在の美原町役場については、<u>新市が政令指定都市に移行し、美原区を設置するまでは、</u>堺市の現行支所行政制度に合わせ、美原町域を所管する支所とする。 当該支所の組織及び機構については、<u>将来の美原区</u>の設置を念頭に、新市建設計画に位置付けられる役割、機能及び各種協定項目の調整結果を踏まえ、円滑な行政運営が図られるよう整備する。</p>		
現		況	
堺市		美原町	
<p>堺市の組織・機構</p> <p style="text-align: center;">別紙 堺市行政機構図のとおり（省略）</p>		<p>美原町の組織・機構</p> <p style="text-align: center;">別紙 美原町行政機構図のとおり（省略）</p>	
調整の具体的内容			